

香川県報



第 38 号

平成 15 年

5月16日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

- 告 示**
- 介護保険法の規定による事業者及び施設の指定 (長寿社会対策課) 一
 - 道路の位置指定（四件） (建築課) 二
- 公 告**
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民参画課) 三
 - 土地改良事業の認可（五件） (土地改良課) 四
 - 土地改良区の定款変更の認可 () 四
 - 土地改良区の役員の就任の届出 () 四
 - 土地改良区の役員の就任の届出 () 五
 - 宅地建物取引業法の規定による業務の停止 (住宅課) 五

告 示

●香川県告示第二百九十三号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第四十八条第一項第一号の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。
 平成十五年五月十六日

介護保険事業所番号	事業所（施設）の名称及び所在地	申請者（開設者）の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
-----------	-----------------	--------------------------------	-------	---------

香川県知事 真 鍋 武 紀

三七七一四 〇〇三六七	特別養護老人ホームレ ファシード直島 香川郡直島町三七四九 一	社会福祉法人ことぶき 会 理事長 佐能量雄 岡山県御津郡御津町大 字紙工一四一〇	平成十五年 四月十八日	介護老人 福祉施設
三七七一四 〇〇三七五	レファシード直島短期 入所生活介護 香川郡直島町三七四九 一	社会福祉法人ことぶき 会 理事長 佐能量雄 岡山県御津郡御津町大 字紙工一四一〇	〃	短期入所 生活介護
三七七一七 〇〇八二四	特別養護老人ホーム謙 之丞の丘 三豊郡財田町財田上一 一二番地一	社会福祉法人尽誠福祉 会 理事長 大久保三加津 善通寺市上吉田町八丁 目七番二四号	平成十五年 四月十九日	短期入所 生活介護 介護老人 福祉施設
三七七一七 〇〇八三二	グループホームとよな か 三豊郡豊中町笠田竹田 六九七一一	社会福祉法人豊中福祉 会 理事長 細川敏明 三豊郡豊中町笠田竹田 六九七一一	平成十五年 四月二十八 日	痴呆対応 型共同生 活介護
三七六一一 九〇〇二八	介護支援サービスセン ター大川荘 さぬき市大川町富田西 一二七二番地四	有限会社介護支援サー ビスセンター大川荘 代表取締役 木村明美 さぬき市大川町富田西 一三五番地一	平成十五年 五月一日	居宅介護 支援
三七七〇一 〇二二七九	サトウ介護福祉サービ ス 高松市松島町二丁目五 番六号	佐藤家具有限公司 代表取締役 佐藤斐子 高松市松島町二丁目五 番六号	〃	訪問介護

三七七〇三 〇〇五四三	日立コンシューマ・マ ーケティング株式会社 中四国社 坂出市林田町四二八五 番地一四三	日立コンシューマ・マ ーケティング株式会社 取締役社長 飯塚健一 東京都港区西新橋二丁 目一五番一―二号	〃	福祉用具 貸与
三七七〇七 〇〇〇四九	ケアハウスサンパール 白鳥 東かがわ市白鳥四三六 番地一	社会福祉法人瑞祥会 理事長 樫村徹 東かがわ市白鳥二九八 四番地	〃	特定施設 入所者生 活介護
三七七一四 〇〇三八三	レファシード直島デイ サービスセンター 香川郡直島町横防三七 四九一―一	社会福祉法人ことぶき 会 理事長 佐能量雄 岡山県御津郡御津町紙 工一四一〇	〃	通所介護
三七七一四 〇〇三九一	レファシード直島居宅 介護支援事業所 香川郡直島町横防三七 四九一―一	社会福祉法人ことぶき 会 理事長 佐能量雄 岡山県御津郡御津町紙 工一四一〇	〃	居宅介護 支援
三七七一五 〇〇六三八	アミーユ香川宇多津 綾歌郡宇多津町浜九番 丁一四二―一五	株式会社フリーダ 代表取締役 山城友美 綾歌郡宇多津町二二一 一番地	〃	特定施設 入所者生 活介護

●香川県告示第二百九十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定番号 善土指道 第四号

二 指定年月日 平成十五年四月三十日
三 指定道路の位置 丸亀市田村町字道東一七五四―一五
四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇〇メートル（六・一八メートル）
延長 三九・一四メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所において閲覧に供する。

●香川県告示第二百九十五号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年五月十六日

一 指定番号 善土指道 第五号
二 指定年月日 平成十五年五月一日
三 指定道路の位置 丸亀市土居町二丁目五五〇―一
四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇〇メートル
延長 二五・三二メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所において閲覧に供する。

●香川県告示第二百九十六号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年五月十六日

一 指定番号 西土指道 第二号
二 指定年月日 平成十五年四月二十五日
三 指定道路の位置 観音寺市本大町字往還下一八一七―一及び一八一九
四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・二〇メートル及び四・三〇メートル
延長 六七・〇〇メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所において閲覧に供する。

●香川県告示第二百九十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道

路の位置を次のように指定した。

平成十五年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 長土指道 第一号
 - 二 指定年月日 平成十五年五月一日
 - 三 指定道路の位置 木田郡三木町大字平木字上所三〇六一及び三二五一
 - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 五・〇〇メートル
延長 二〇・七〇メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第三百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十五年七月七日まで縦覧に供する。

平成十五年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあった年月日
平成十五年五月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人ほがらかタント
金丸 寛郎
高松市亀井町四番地二二
- 三 定款に記載された目的
この法人は、結婚を支援する活動、介護事業の支援、社会教育の推進、まちづくりの推進、環境保全活動、情報化・経済活性化、雇用促進支援活動等を行い、社会に貢献することを目的とする。

●香川県公告第三百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、高松市西植田土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業大糸地区）を行うことについて平成十五年四月二十三日認可した。

平成十五年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、三豊郡財田町土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業（ほ場整備事業）高祖谷東地区）を行うことについて平成十五年五月六日認可した。

平成十五年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十五年四月三十日認可した。

平成十五年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市東植田土地改良区	単独市費補助土地改良事業宮田地区
〃	単独市費補助土地改良事業岡地区
〃	単独市費補助土地改良事業藤沢地区
小田奈良須両池土地改良区	単独市費補助土地改良事業大井出地区

●香川県公告第三百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改

良事業を行うことについて平成十五年四月二十五日認可した。

平成十五年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
多度津町土地改良区	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 北ノ口北地区
〃	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 北ノ口南地区
〃	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 管長北地区
〃	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 管長中地区
〃	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 御給地区
〃	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 幸久保北地区
〃	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 大片山地区
〃	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 幸久保南地区
〃	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 原下地区
〃	農道整備事業(単独県費補助土地改良事業) 大東地区
〃	農道整備事業(単独県費補助土地改良事業) 西村地区
〃	農道整備事業(単独県費補助土地改良事業) 西白方中庄地区
〃	ため池等整備事業(単独県費補助土地改良事業) 西白方新池地区
〃	ため池等整備事業(単独県費補助土地改良事業) 三井新池地区
〃	ため池等整備事業(単独県費補助土地改良事業) 柏池地区

●香川県公告第三百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、菖蒲谷池地区共同施行が土地改良事業(ため池等整備事業(単独県費補助土地改良事業) 菖蒲谷池地区)を行うことについて平成十五年四月三十日認可した。

平成十五年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、高松市前田土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業(横断道関連) 勘定四号地区)計画を変更することについて平成十五年四月二十三日認可した。

平成十五年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、四箇池土地改良区の定款の変更を平成十五年四月三十日認可した。

平成十五年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、満濃池土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十五年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	石崎 忠幸	仲多度郡満濃町大字真野一〇五二番地	平成一五、三、三一
〃	宮川 忠幸	〃 〃 大字吉野一九三三番地第一	〃

平成十五年五月十六日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています